

陳情第169号	受理年月日	令和5年9月21日
付託委員会	建設建築委員会	
件名	区域区分の見直しにかかる都市計画原案の縦覧のやり直しについて	
要旨	<p>市は、9月15日から29日まで、区域区分の見直しにかかる都市計画原案の縦覧を本庁の建築都市局都市計画課と各区役所のコミュニティ支援課で行っているが、今回は、各地域の市民センターが外されており、北九州市政だより（令和5年9月1日号）で市民に広報されている。</p> <p>これまで、区域区分の見直しや直近の北九州市立地適正化計画（改定素案）、その他の都市計画に関する縦覧は、従来から各地域の市民センターでも行われていたのに、なぜ今回は、市民センターを外したのか、その理由が分からない。</p> <p>身近な市民センターで都市計画原案を見ることができなければ、それだけでそれを諦める市民は多い。市民には、高齢者、超高齢者や身体障害者、病人、学生、共働き夫婦、母子家庭、父子家庭、夜勤勤務の者、毎日くたくたになるまで働いている人もたくさんいる。本庁や区役所まで行く暇がない人も多いと思う。その人達に対する配慮はしないで行うのか。</p> <p>法令に基づいて行われる都市計画原案の縦覧は、一人でも多くの市民に計画の周知と理解を図るとともに、多くの市民の意見と賛否を募り、それを取り入れてより良い計画を策定し実施するために行われるはずのものである。</p> <p>したがって、今回の区域区分の見直しにかかる都市計画原案の縦覧は、不当、不公平、不適切であり、やり直しされたい。</p>	